

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者

法 人 名	茨城県厚生農業協同組合連合会
所 在 地	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1 丁目 1 番 4 号
代 表 者 氏 名	代表理事 理事長 神藤 貴道

2. 事業所の概要

名 称	訪問看護ステーションとりで
サ ー ビ ス 内 容	介護予防訪問看護 訪問看護
介 護 保 険 番 号	0861790020
所 在 地	〒302-0022 茨城県取手市本郷 2 丁目 1 番 1 号 JA とりで総合医療センター東棟 3 階
管 理 者 名	半沢 文子
連 絡 先	代表電話番号 0297-74-5551 (内線 1334・1347) 直通電話番号 0297-74-5070 ファックス 0297-73-5270
営 業 日 及 び 営 業 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 第 1・3 土曜日 8:30～12:30 ※第 2・4・5 土曜・日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3) 休業
サービス提供地域	取手市・利根町・龍ヶ崎市・我孫子市・つくばみらい市
職 員 体 制	・管理者 1 名 (常勤) ・看護師 名 (常勤) ・理学療法士 名 (非常勤)

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

病気や障害等を持ち、家庭において継続して療養を受ける状態で、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関等との密接な連携を図り、統合的サービスの提供に努めます。

4. 訪問看護の提供するサービス

サービスの提供にあたっては、住み慣れた家庭や地域で、より快適に安心して在

宅療養出来るよう、かかりつけの医師が交付した訪問看護指示書に基づいて訪問看護計画書を作成し、適切な看護を提供致します。

当事業所は、主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提供致します。

5. 訪問看護の終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合	・訪問看護師にお申し出くださればいつでも解約できます。
当事業所の都合でサービスを終了する場合	・人員不足や、やむを得ない事情により契約を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヶ月前までにご連絡するとともに他の訪問看護事業所をご紹介させていただきます。
サービスの自動終了	・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。 ・利用者が病院に3ヶ月以上の長期入院・施設入所された場合。 ・利用者が死亡した場合。
その他	・利用者やご家族が、当事業所や当訪問看護師に対して信頼関係を損なう行為をなし、改善の見込みがないため目的を達することが不可能となったときは、契約を終了させていただくことがあります。

6. 利用者利用料金

利用者利用料金については別紙にて説明致します。

7. 秘密保持

事業所の職員等は、業務上知り得た利用者、及び利用者の家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。

事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当学会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者及び家族の個人情報を用います。

8. 相談・苦情の対応

利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、当事業所の提供した訪問看護サービスに関する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応を致します。

※利用者又は、その家族から相談又は苦情に対応する窓口

【訪問看護ステーションとりで】

苦 情 相 談 担 当 者	管理者：半沢 文子
T E L ・ F A X	TEL0297-74-5070 FAX0297-73-5270

【居住地の市役所】

苦 情 相 談 窓 口	居住地の市役所内の介護保険担当課等
-------------	-------------------

【茨城県国民健康保険団体連合会】

苦 情 相 談 窓 口	茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室
T E L ・ F A X	TEL029-301-1565 FAX029-301-1579
住 所	茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館 3 階

9. 緊急時などにおける対応方法及び、損害賠償

管理者又は看護師が 24 時間受電出来る体制を取っております。利用者より連絡を受けた場合や訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急時事態が生じた時は、速やかに主治医及び介護支援専門員に連絡し、適切な対応を致します。主治医及び介護支援専門員と連絡が困難な場合、J A とりで総合医療センターの医師又は当直医師に連絡し適切な対応を致します。

当事業所でサービスの提供に伴って事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には速やかに誠意をもって対応を致します。

10. 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	評価機関の名称	結果の開示 1.あり 2.なし
	2. なし			

11. 個人情報の利用目的

1 使用目的

- ① 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ② 上記①以外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- ③ 訪問看護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院受診したとき、医師・看護師等に説明する場合。
- ④ 職員の教育・研修・関連学会等で匿名による発表。
- ⑤ その他、関係する機関との連携または相談等。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
 - (2) 医療機関（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合・主治医への報告等）
 - (3) 関係する行政機関、外部評価機関等
- ※上記機関と FAX・電話・メール・郵便以外にも ICT（情報通信技術）を活用して診療・ケア情報を共有し、計画的な訪問看護を実施します

3 使用する条件

- ①個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。
- ②前頁④の場合、得られた情報は研究以外の目的では使用しません。

また、個人が特定されないように配慮し、情報の管理に関しては特段の注意を払い、研究メンバー以外に知られる事はありません。

4 情報開示

利用者さんから訪問看護サービスにかかわる情報開示の請求があれば、看護記録等の開示をしています。

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、上記より必要最小限の範囲内で使用することに同意し、承諾します。

□承諾

12. 虐待防止に関する事項

（１）事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります
- ② 虐待防止のための指針を整備します
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年１回）に実施します
- ④ 責任者（責任者：管理者）を選定します

虐待防止に関する責任者	管理者 半沢 文子
-------------	-----------

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13. その他

当事業所は、看護学生・研修医・救命救急士等の実習を受け入れておりますので、実習生と同行訪問させて頂くことがあります。

サービス提供にあつては出来る限り計画的に予定された時間にお伺いしますが、諸事情により多少の時間のずれが生じることもあります、また日時の変更をお願いする場合がありますので御了承下さい。

本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

年 月 日

訪問看護ステーションとりで
管理者 半沢 文子 印

本書面に基づいて重要事項の説明を受け、内容に同意・確認いたしました。

利用者	住所
	氏名 印
家族の代表	住所
	続柄 氏名 印